

個別占用案件のカルテ（中間報告）

中央南児童遊園地（川西市）

許 可 書

住所
氏名 川西市

平成26年3月31日付け川都第202号で申請のあった土地の占用（中央南児童遊園地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年 4月24日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的及び態様 公園（中央南児童遊園地）
 [遊具]
 4連ブランコ 1基
 鉄製プレイコンビネーション 1基
 5連鉄棒 1基
 ジャングルジム 1基
 ターザンロープ 1基
 砂場 1箇所
 [その他]
 進入路(坂路) 1箇所
 進入路(坂路及び階段) 1箇所
 車止め 5基
 側溝 W=0.24m 168m
 ゴミ箱 3基
 清掃用具入れ 1基
 フェンス 1式
- 3 場所 川西市小花2丁目28番地先
 (右岸10.2k-100m)
- 4 占用面積 2,164.86 m²
- 5 占用期間 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 6 許可の条件
 (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあってはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
 (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
 (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
 (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
 (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
 (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
 (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
 (9) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
 (10) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	中央南児童遊園地		<ul style="list-style-type: none"> 公園の民地境界付近には、私物と思わしき物件等がある。公園管理者・民地側の方と一緒に、公園の使い方について考えていただきたい。 生物多様性かわにし戦略に基づいて、公園植生について、関係部署と協力の上、市民にアピールしていただきたい。 公園と民地の間に建てているフェンスが崩れかかっているので、補修が必要と思われる。
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 10.2K-100m 目的：公園 占用面積：2,164.86 m ² 工作物：遊具等		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和 45 年 5 月 27 日 <前回更新許可> 平成 21 年 1 月 30 日 <許可期限> 平成 26 年 3 月 31 日	7.保全利用 委員会による 参考意見	
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもののみ記載)		8.処理	<ul style="list-style-type: none"> 更新を許可した。 許可期間は 5 年とした (H26.4.1~H31.3.31)。 従前の許可条件に以下の条件を付した。 「淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。」

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる ・事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

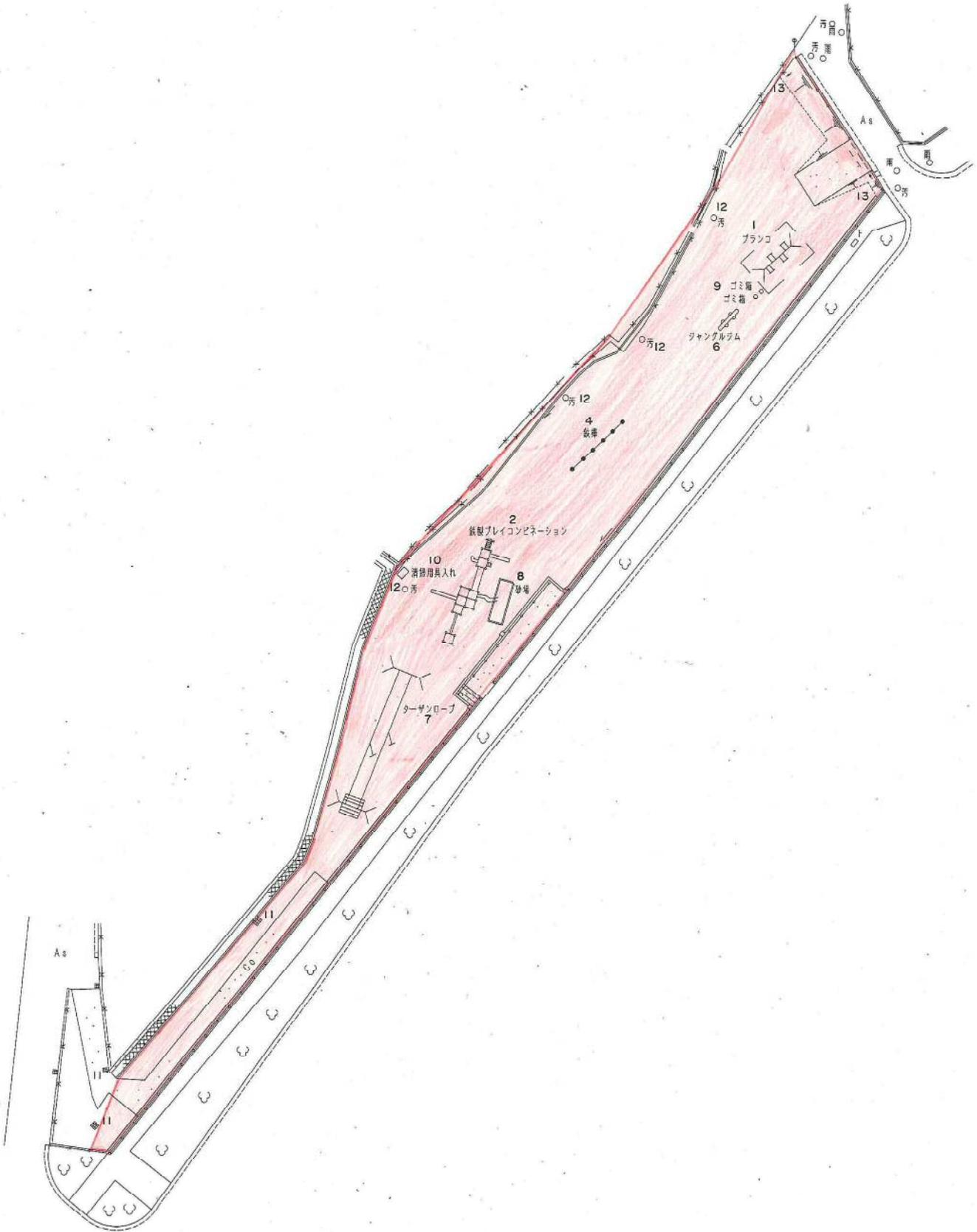
取り組み状況報告書 中央南児童遊園地（川西市）

【中間報告時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
公園の民地境界付近には、私物と思わしき物件等がある。公園管理者・民地側の方と一緒に、公園の使い方について考えていただきたい。	私物については撤去勧告を行ない、勧告後も放置されていた物件については市で撤去を実施した。	
生物多様性かわにし戦略に基づいて、公園植生について、関係部署と協力の上、市民にアピールしていただきたい。	公園の植生については、生物多様性かわにし戦略に基づき、外来種等に注意し伐採又は入れ替えなど地域住民の協力を得ながら行なう。	
公園と民地の間に立てているフェンスが崩れかかっているので、補修が必要と思われる。	住民と調整の上、フェンスについては、補修を実施した。	

中央南児童遊園地

平面図
1:500



中央南児童遊園地現況写真





個別占用案件のカルテ（中間報告）

都市公園ドラゴンランド（川西市）

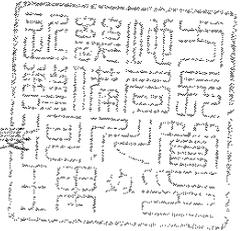
許 可 書

住所
氏名 川西市

平成26年3月31日付け川都第203号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（都市公園ドラゴンランド）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年 5月29日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

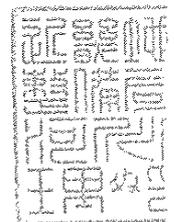
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

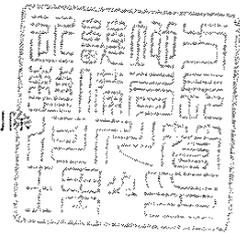
（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する判決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該判決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

- | | |
|------------------|---|
| 1 河川の名称 | 淀川水系 猪名川 |
| 2 目的 | 公園 |
| 3 場所 | 川西市下加茂1丁目1番地先から
川西市小戸3丁目7番地先まで
(右岸10.0k+70m~11.2km付近) |
| 4 工作物の名称
又は種類 | 都市公園ドラゴンランド |
| 5 工作物の構造
又は能力 | 別紙の通り |
| 6 工期 | _____ |
| 7 占用面積 | 5,317.33㎡ |
| 8 占用期間 | 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで |





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが確実となつた日にすること。~~
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあつたときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (8) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (9) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (10) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (11) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (12) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (13) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (14) 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- (15) 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- (16) 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (14) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。



別紙

工作物の構造又は能力

名 称	構造又は能力	数 量	備 考
擁壁工			
重力式擁壁	H=0.5m~2.0m	2 1 m	
緑化ブロック積擁壁	H=0.5m~2.0m	1 0 5 m	
舗装工	アスファルト、コンクリートブロック(300×300)	3, 4 0 7 m ²	
緑石工	120×120×600, 180/205×250×600	4 1 8 m	
側溝工	皿型側溝、U型側溝	4 3 m	
雨水工			
雨水樹		7 箇所	
雨水函渠	円形水路 φ150mm, 250mm	2 3 6 m	
雨水暗渠	H P 150mm~250mm	3 2 m	
安全施設工			
車止め	H=650mm W=2000mm H=700mm	4 箇所 4 3 箇所	
カーブミラー		1 基	
ガードレール		5 3 m	
防護柵	H=0.8m H=1.1m~1.5m	1 8 m 2 1 9 m	
電気設備工			
照明柱	H=5.0m, H F 250W H=4.0m φ76.3m	1 6 箇所 1 箇所	
電気配管	P F 22 F E P 30mm~80mm	6 4 m 5 2 1 m	
給水設備工			
給水管	H I V P 20mm	2 3 9 m	
植栽工			
高木	さくら	4 9 本	
低木	ビヨウヤナギ	2 1 箇所	
芝	高麗芝	1, 7 3 7 m ²	
環境施設工			
ベンチ	H=400mm, W=1800mm	6 箇所	1箇所既撤去
遊具	組み合わせ遊具、アスレチック	4 箇所	
看板	案内板、説明板、公園名板	1 1 箇所	
多目的広場	誘導サイン、土舗装 20m×15m	1 箇所	
トイレ		1 箇所	
駐車場施設工			
アームロック		1 基	
バリカー	アームロック用	3 箇所	
ループコイル	1500mmの内一部	1 基	
車輪止め	W=600mm D=150mm	7 5 個	
メッシュフェンス	H=1200mm	21.8m	
土留めCB	t=150 1~4段	15.1m	

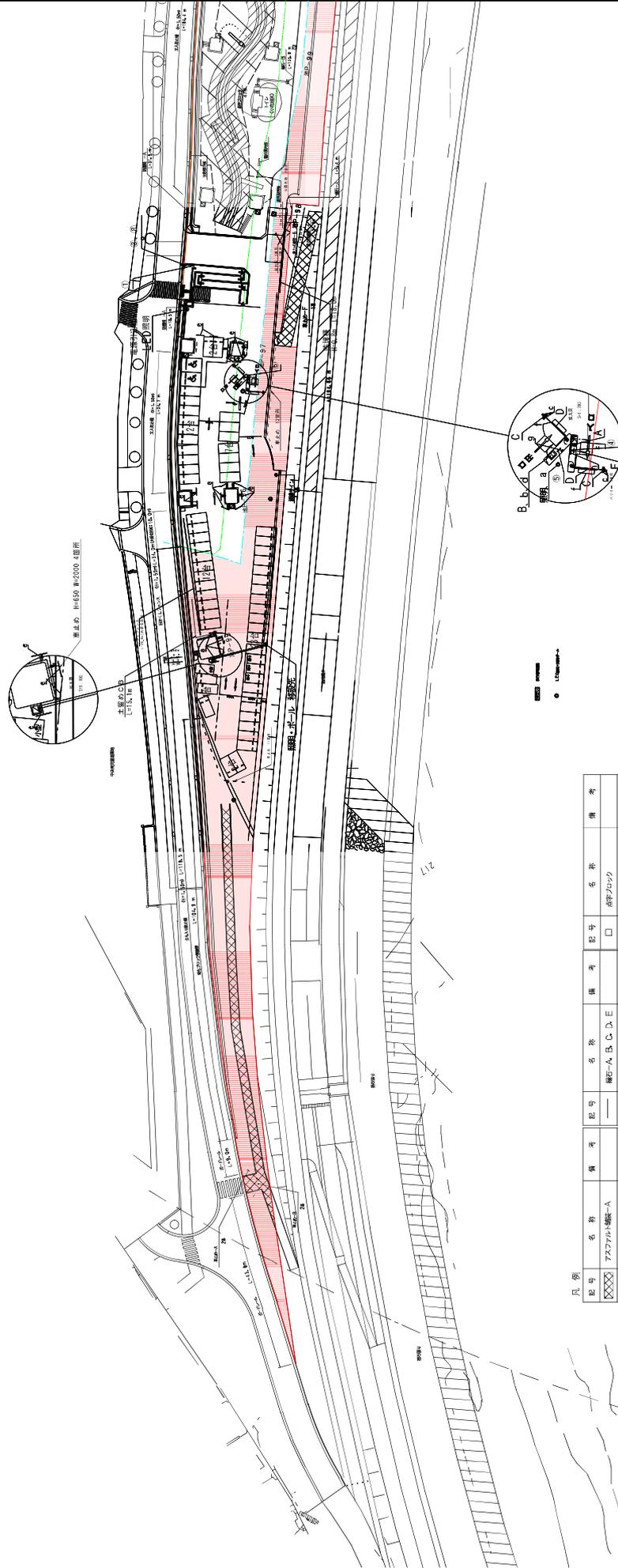
■報告案件用のカルテ

1.件名	ドラゴンランド		7.保全利用 委員会による 参考意見	・利用は適正になされている。
2.今回申請種別	報告案件			
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 10.0K+70m～11.2K 付近 目的：公園 占用面積：5,317.33 m ² 工作物：遊具、トイレ、ベンチ、車止め等			
4.許可の経緯	<当初許可> 平成11年4月8日 <前回更新許可> 平成21年2月4日 <許可期限> 平成26年3月31日			
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり	8.処理		・更新を許可した。 ・許可期間は5年とした (H26.4.1～H31.3.31)。
	(施設内の状況) 別紙のとおり			
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもののみ記載)				

<補足> ・A4 横書き 1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

施設平面図-1

S=1:500



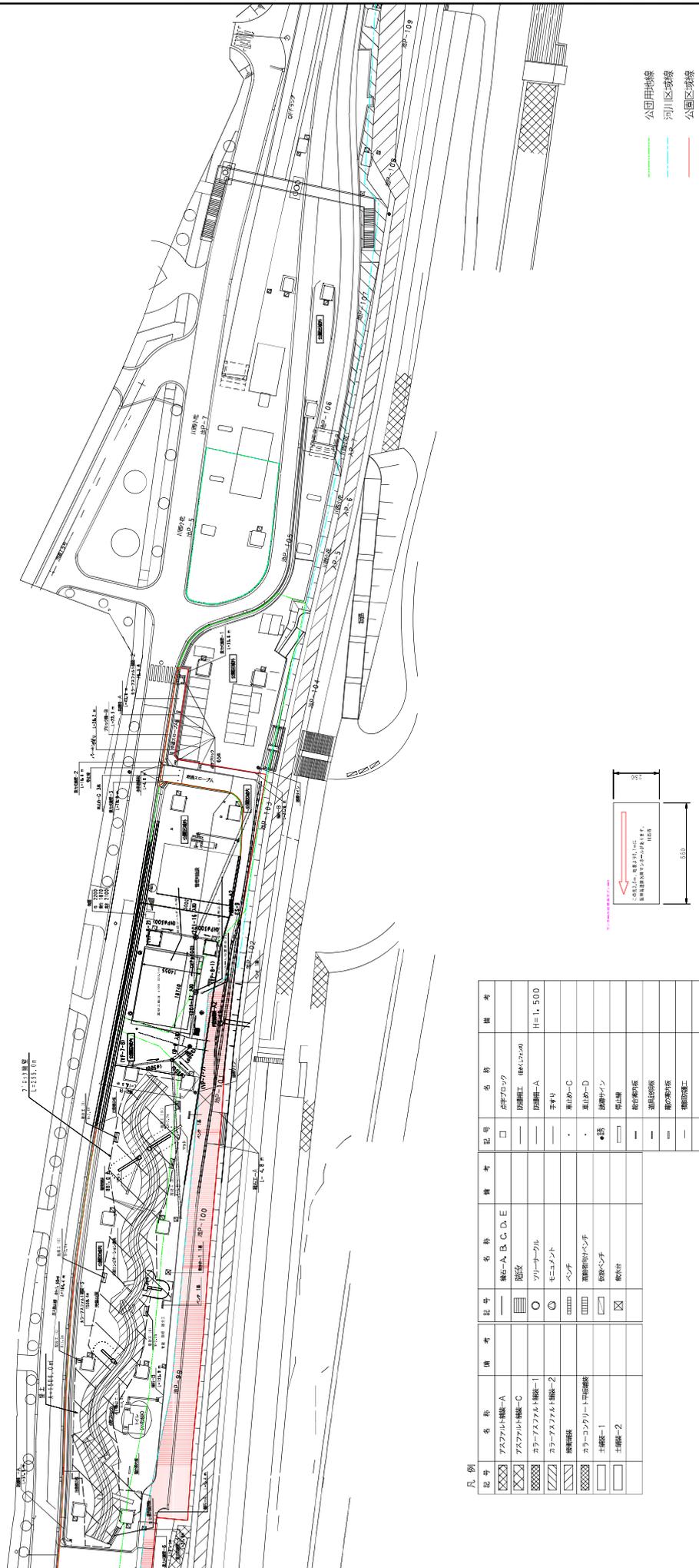
凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
⊗	アスファルト舗装-A		□	遊歩通路				
⊗	アスファルト舗装-B		■	遊歩道				
⊗	アスファルト舗装-C		○	フットサール				
⊗	カーアスファルト舗装-1		◎	モニュメント				
⊗	カーアスファルト舗装-2		▣	ベンチ				
⊗	緑地舗装		▤	遊歩道センター				
⊗	カーコンクリート舗装		▥	遊歩道				
□	土舗装-1		⊠	遊歩道				
□	土舗装-2		⊞	敷外誌				

公園用地線
河川区域線
公園区画線

施設平面図-2

S=1:500



凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
□	アスファルト舗装-A		■	遊歩機		□	点字ブロック	
□	アスファルト舗装-B		■	遊歩機		□	遊歩機	(R)(1.5x1.5)
□	カラーアスファルト舗装-1		○	ソリウークル		□	遊歩機-A	H=1,500
□	カラーアスファルト舗装-2		○	モニメント		□	手すり	
□	遊歩機		□	ベンチ		□	車止め-C	
□	カラーコンクリート平段舗装		□	高背座椅子ベンチ		□	車止め-D	
□	土舗装-1		□	休憩ベンチ		□	遊歩機	
□	土舗装-2		□	散水		□	仮山場	
						□	新設歩道	
						□	遊歩機	
						□	新設歩道	
						□	遊歩機	
						□	新設歩道	
						□	遊歩機	
						□	新設歩道	

施設平面図-3

S=1:500



記号	名称	備考	記号	名称	備考
□	アスファルト舗装-A		□	合字ブロック	
□	アスファルト舗装-B		□	防錆工	(R)(W)
□	アスファルト舗装-C		□	防錆工-A	H=1,500
□	カラーアスファルト舗装-1		□	手すり	
□	カラーアスファルト舗装-2		○	モニタメント	
□	遊歩道		○	ベンチ	
□	植栽		○	止まり-C	
□	カラーコンクリート平段舗装		○	止まり-D	
□	土壌層-1		●	防錆サイン	
□	土壌層-2		●	火山土	
□			□	防錆板	
□			□	防錆板	
□			□	防錆板	
□			□	防錆板	

施設平面図-4

S=1:500



公園用地線
河川区線
公園区線

凡例	記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
アスファルト舗装-A	斜線	舗装-A, B, C, D, E		□	高圧ボック		—	区画線	
アスファルト舗装-C	斜線	舗装		□	区画線	区画-A, B, C, D, E	—	区画線	区画-A, B, C, D, E
カラーアスファルト舗装-1	斜線	カラーアスファルト舗装		○	ツリサケ		—	区画線-A	H=1, 500
カラーアスファルト舗装-2	斜線	カラーアスファルト舗装		○	モニメント		—	手すり	
舗装線	斜線	ベンチ		—	東山門-C		—	東山門-D	
カラーコンクリート舗装	斜線	舗装線付ベンチ		—	区画線-D		—	区画線	
土舗装-1	斜線	区画線		—	区画線-E		—	区画線	
土舗装-2	斜線	区画線		—	区画線-F		—	区画線	
				—	区画線-G		—	区画線	
				—	区画線-H		—	区画線	
				—	区画線-I		—	区画線	
				—	区画線-J		—	区画線	
				—	区画線-K		—	区画線	
				—	区画線-L		—	区画線	
				—	区画線-M		—	区画線	
				—	区画線-N		—	区画線	
				—	区画線-O		—	区画線	
				—	区画線-P		—	区画線	
				—	区画線-Q		—	区画線	
				—	区画線-R		—	区画線	
				—	区画線-S		—	区画線	
				—	区画線-T		—	区画線	
				—	区画線-U		—	区画線	
				—	区画線-V		—	区画線	
				—	区画線-W		—	区画線	
				—	区画線-X		—	区画線	
				—	区画線-Y		—	区画線	
				—	区画線-Z		—	区画線	

ドラゴンランド現況写真



